

<台湾へ輸出可能な食品（加工食品、農畜産物）について>

商談を希望される品目が食品の場合は、台湾において輸入規制がありますので、ご確認ください。

① 日本から台湾へ輸出可能な商品であること。

詳しくは、農林水産省「台湾の日本産食品輸入規制措置の概要（平成 27 年 5 月 15 日以降）」をご確認ください

（農水省 HP）https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/sum_tw.pdf

※下記の商品は輸出できません。

- (ア) 輸入停止 5 県(福島、茨城、栃木、群馬、千葉)で製造されたすべての食品（酒類は除く）
商品本体の他、付属品のたれ、かやく、つゆなどの製造元にも注意が必要です。
- (イ) 豚肉、鶏肉
- (ウ) 畜産加工品（肉又は肉エキスが入っている加工品（レトルトカレーなど）を含む）
- (エ) 中国産の商品
- (オ) ジャガイモなど土についている青果物（植物検疫で NG）

② 条件付で輸入が許可されている商品については、事業者にて確認を行い、その条件をクリアしていること。

○台湾向けりんご、なし、ももの生果実の主な検疫条件

台湾は、我が国に発生するモモクイシンクイガの侵入を防止するため、下記の通り、一定の条件の下に輸出が行われている。

- (ア) 生産園地における徹底した防除
- (イ) 選果こん包施設の登録
- (ウ) 台湾側検査官の来日調査（生産園地及び選果こん包施設）
- (エ) 梱包への台湾向け表示の添付 等

○台湾に輸出可能な牛肉の要件

- (ア) 日本(福島、茨城、栃木、群馬及び千葉を除く)で出生・肥育された牛、又は台湾への牛肉輸出を許可されている国において出生し、かつ、日本で 100 日以上飼育されている牛の肉であること
- (イ) 生後 30 か月未満の牛の肉であること
- (ウ) 特定危険部位を含まないこと
- (エ) 別添に示す肉及び臓器を含まないこと
- (オ) 屠畜検査員の監視の下、屠畜前後の検査に合格していること。屠畜場法に従い屠畜され、さらに、屠畜検査員により以下の事項が確認されていること
 - 1. 月齢、出生地及び肥育地等の情報
 - 2. 屠畜の際に、高圧な空気やガスを頭蓋に注入する方式によるスタンピングやワイヤーによる脳及び脊髄の破壊（ピッシング）が行われていないこと
 - 3. とさつの経過において、特定危険部位、機械的回収肉、機械的に分離した肉、頭蓋や脊柱から機械的に除去した肉又は 30 か月齢以上の牛の部位が混入していないこと
- (カ) 台湾への牛肉の輸出が可能である屠畜場及び当該屠畜場に併設された食肉処理場において、とさつ・解体から分離まで一貫して行われていること

詳しくは、農林水産省「対台湾輸出牛肉取扱要綱」をご確認ください

（農水省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000178422.pdf>

<その他>

商談会後のフォローアップの一環として、継続商談の状況や取引成約による輸出実績などについて、聴き取りをさせていただきますのでご協力をお願いします。